住まい環境整備支援事業実施要項

(目的)

- 第1条 この住まい環境整備支援事業(以下「本事業」という。)は、介護を要する高齢者が在宅生活を長期間継続できるように、市町が当該高齢者の居住環境の整備に要する費用を助成した場合、当該助成した経費に対し、補助金を交付することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、福井県補助金等交付規則(以下「規則」という。) お よび健康福祉部長寿福祉課所管補助金交付要綱に定めるほか、この要項の定めるところ による。

(対象者)

- 第2条 本事業の対象者は、在宅で生活する者のうち、次のいずれかに該当する者とする。 ただし、対象となる住宅の改造に対して重度身体障害者住宅改造助成事業その他の本事 業以外の県の実施する補助を受けた者を除く。
 - (1)要介護認定(介護保険法第27条による。)において要介護3以上と判定された者
 - (2) 要介護1または要介護2と判定され、かつ、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 車いすを利用する者
 - イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者
 - ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する者
 - エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する者
 - (3) 身体および生活等の状況を踏まえ、在宅生活の維持向上を図るため、市町長が特に住宅の改造を必要と認めた要介護高齢者等
- 2 前項のウおよびエにおける日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果また は主治医意見書(以下この条において「判定結果」という。)を用いるものとする。
- 3 2の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画または各サービス計画等に記載があるものを用いてもよい。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
- 4 医師の判定が無い場合(主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあっては、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局通知)に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「障害高齢者の日常生活自立度」および「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

(補助対象となる改造内容)

- 第3条 本事業において、補助金の交付の対象とする住宅の範囲は、対象者が居住する住宅とする。ただし、賃貸物件は原則対象外とする。
- 2 本事業において、補助金の交付の対象とする改造工事の範囲は、前項に規定する住宅

について行った介護保険給付対象外の改造工事であって、次の各号に掲げる工事のうち、 当該高齢者の在宅生活の維持向上を図るため、介護支援専門員、地域包括支援センター 担当職員、市町が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、 助言を行っている福祉、保健・医療または建築の専門家等からなる高齢者サービス調整 チームの意見をもとに決定した工事とする。

- (1) 廊下・トイレ・浴室・居室・玄関・ポーチおよび玄関から一般道路までの住宅周辺部分等の拡幅
- (2) 車いす使用等による適切な高さまたは身体状況に適した洗面台・流し台・ガス台・ 調理台への取替え
- (3) レバー式蛇口等への取替え
- (4) 階段昇降機の設置
- (5) 段差解消機の設置
- (6) 移動改善のための扉新設
- (7)移動困難である場合の居室周辺へのトイレの移設
- (8) テーブル生活の支援のための床材の変更
- (9) 転倒時等のけが予防等を目的とした床または壁材等の変更
- (10) 電気スイッチ等の高さ等の変更および身体状況に適した電気スイッチ等への取替え
- (11) 訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置
- (12) 寝室内への便器の設置および設置に伴い必要となる給排水工事
- (13) 水洗式ポータブルトイレの設置に伴い必要となる給排水工事
- (14) 福祉用具(手すり、スロープ、移動用リフトのうち、介護保険法第44条第1項の 規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具の貸与に係る福祉用具の種目」に該当 するものをいう。以下同じ。) 設置のための壁、床または天井等の補強工事
- (15) 福祉用具設置のための設置場所の拡幅および段差の解消等
- (16) その他市町長が必要と認める住宅改造
- (17) 前各号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造
- 3 前項の規定により高齢者サービス調整チームが市町長に意見を提出する場合は、対象 者の心身の状態等を検討のうえ、建築分野の専門家の意見および「高齢者住宅設計指針 (福井県作成)」等を参考に住宅の改造の内容について意見を付すものとする。
- 4 新築または増築の際に行った工事は原則補助対象外とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助対象経費は、前条の規定により決定した住宅の改造工事に要した経費に、次の各号のいずれかに規定する割合を乗じた額で、800,000 円を限度とする。この場合において、住宅の同一対象者に係る補助対象経費の合計額が800,000 円に達するまで対象とするものとする。なお、(1)の適用については、介護保険法第49条の2の規定に準ずる。
 - (1)介護保険法第49条の2に定める一定以上の所得を有する第一号被保険者 10分

- (2)(1)以外の要介護認定者 10分の9
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年8月1日以降の補助対象経費は、前条の規定により決定した住宅の改造工事に要した経費に、次の各号のいずれかに規定する割合を乗じた額で、800,000円を限度とする。この場合において、住宅の同一対象者に係る補助対象経費の合計額が800,000円に達するまで対象とするものとする。なお、(1)、(2)の適用については、それぞれ介護保険法(平成30年8月1日施行の改正後介護保険法。以下この項において同じ。)第49条の2第1項、第2項の規定に準ずる。
- (1)介護保険法第49条の2第1項に定める一定以上の所得を有する第一号被保険者 10分の8
- (2)介護保険法第49条の2第2項に定める一定以上の所得を有する第一号被保険者 10分の7
- (3)(1)、(2)以外の要介護認定者 10分の9
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定に関わらず、補助対象経費は各 号の規定により算出した額とする。
- (1) 同一対象者が転居した場合 転居後の住宅に係る補助対象経費は、前項の規定により新たに算出した額とする。
- (2) 同一対象者が要介護老人住環境整備事業(※)により補助を受けている場合 要介護老人住環境整備事業と本事業の補助対象経費の合計額の限度額を800,000円 とするものとする。
 - (※ 平成5年から平成23年度まで福井県が実施していた補助事業)

(補助金の額)

第5条 市町に対する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額 (1円未満切り捨て)の合計額以内とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は様式第1号のとおりと し、次の関係書類を添えて別表に定める日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 住まい環境整備支援事業補助金所要額調書(様式第2号)
 - (2) 住まい環境整備支援事業実施計画書(様式第3号)
 - (3) 歳入歳出予算(見込) 書抄本

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定をし、当該市町長にその旨通知するものとする。

(事業完了実績報告)

- 第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は様式第4号のとおりとし、次の関係書類を添えて別表に定める日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 住まい環境整備支援事業補助金精算内訳書(様式第5号)
 - (2) 住まい環境整備支援事業実績報告書(様式第6号の1)
 - (3) 住まい環境整備支援事業に係る工事経費内訳書(様式第6号の2)
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 第2条第1項(2) に該当する場合、その要件が確認できる文書の写し
 - (6) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により事業完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、当該市町長にその旨通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第15条第1項の規定による補助金交付請求書の様式は様式第7号のとおりとし、前条の規定により補助金額が確定した後、知事に提出するものとする。

(補助金の精算交付)

第11条 規則第13条の規定により確定した補助金の額は、翌年度の4月30日までに 精算交付するものとする。

(帳簿等の整備)

- 第12条 市町長は、本事業にかかる次の簿冊を、事業完了年度の翌年度から起算して5 年間保存しなければならない。
 - (1) 助成申請書
 - (2) 助成台帳
 - (3) その他必要な簿冊

附則

(施行期日)

- この要項は平成24年4月1日から施行する。
- この要項は平成25年2月1日に一部改正する。
- この要項は平成27年4月1日に一部改正する。
- この要項は平成29年4月1日に一部改正する。
- この要項は平成30年4月1日に一部改正する。
- この要項は令和元年5月1日に一部改正する。

(様式第1号)

 第
 号

 年
 月

 日

福井県知事様

市町長名 印

年度住まい環境整備支援事業補助金交付申請書

年度住まい環境整備支援事業について補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称年度住まい環境整備支援事業
- 2 補助事業の目的および内容 在宅で生活する介護を要する高齢者に対し、その世帯の住宅改造に要 する費用を助成することにより、高齢者の在宅生活の維持向上を図るこ とを目的とする。
- 3 補助事業等の完了の予定期日および実施の計画 完了の予定日 年 月 日 実施計画 様式第3号のとおり
- 4 交付申請額

金

- 5 添付書類
- (1) 住まい環境整備支援事業補助金所要額調書(様式第2号)
- (2) 住まい環境整備支援事業実施計画書(様式第3号)
- (3) 歳入歳出予算(見込) 書抄本

(様式第2号)

年度住まい環境整備支援事業補助金所要額調書

(単位:円)

			(十一一・11)
総事業費	県補助基準額	県補助基本額	県補助所要額
A	В	С	(C×1/2) D

(注) A欄は、市町の助成額を記入する。

B欄は、助成件数×800,000円の金額を記入する。

C欄は、A・B欄を比較して少ない額を記入する。

(様式第3号)

年度住まい環境整備支援事業実施計画書

助成予定者数			助	成	予	定	総	額	
	人								円
		「補助	金砂	「要 額	頁調書	書」	(様式	第 2 号)	のA欄へ

(様式第4号)

 第
 号

 年
 月

 日

福井県知事様

市町長名 印

年度住まい環境整備支援事業完了実績報告書

年 月 日付け福井県指令長第 号で補助金の交付決定を受けた 年度住まい境整備支援事業が完了したので、福井県補助金交付規則第12条の 規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称年度住まい環境整備支援事業
- 2 補助金の交付決定額およびその精算額

交付決定額金,円精算額金,円差引超過額金,円(精算内訳様式第5号のとおり)

(相昇的武 体政第3万のとわり)

- 3 補助事業等の実施期間年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の成果 様式第6号のとおり
- 5 添付書類
- (1) 住まい環境整備支援事業補助金精算内訳書(様式第5号)
- (2) 住まい環境整備支援事業実績報告書(様式第6号の1)
- (3) 住まい環境整備支援事業に係る工事経費内訳書(様式第6号の2)
- (4)領収書の写し
- (5) 第2条第1項(2) に該当する場合、その要件が確認できる文書の写し
- (6) 歳入歳出決算(見込) 書抄本

年度住まい環境整備支援事業補助金精算内訳書

(単位:円)

総事業費	対象経費	県補助基準額	県補助基本額	県補助所要額	県補助決定額	県補助精算額	差引超過額
	実支出額			$(D \times 1/2)$			(F-G)
A	В	С	D	Е	F	G	Н

(注) A、B欄は、市町の助成額を記入する。

C欄は、助成件数×800,000円の金額を記入する。

D欄は、A欄、B欄、C欄とを比較して、最も少ない額を記入する。

E欄は、1円未満を切り捨てた金額を記入する。

F欄は、 年 月 日付け福井県指令長第 号で交付決定した額を記入する。

G欄は、E欄とF欄とを比較して、少ない方の額を記入する。

年度 住まい環境整備支援事業実績報告書 (総括表)

補助対象者名	住所	生年月日	年齢	要介 護度	理由 (※1)	所得 (※2)	総事業費	対象経費 実支出額 (A×0.9)(※3)	県補助基準額 (800,000円)	県補助基本額 (MIN(B,C))	県補助所要額 (D×1/2)	 県補助決定額 	県補助精算額	差引超過額 (F一G)
							Α	В	С	D	E	F	G	Н
														,
														
											/			
<u> </u>														
—														
—														
—														
				A =1	1.1	7.1					/	T .		
件				合計	件	件					 			

※1 補助対象者の要介護度が要介護3未満である場合、補助対象となる理由を以下より選択して記入する。

ア:車いす利用者 イ:障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ:障害高齢者の日常生活自立度ランクがA、BまたはCに該当する者

エ:認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅢ、ⅣまたはMに該当する者 オ:その他市町長が特に住宅の改造を必要と認めた要介護高齢者等

- ※2 補助対象者が一定以上所得者に該当する場合は、補助割合を記入する。
- ※3 補助対象者が一定以上所得者に該当する場合は、総事業費に補助割合を乗じた費用を記入する。

(様式第6号の2)

工事経費内訳書

工事発注者 住所:

氏名:

改修箇所	工事内容	工事経費(補助対象 外部分を含む)	うち補助対象経費
玄 関			
便所			
洗面所			
浴室			
台 所			
廊下			
階段			
居 室			
住宅周辺部			
その他			
経費合計			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

印

施工業者

住 所

氏 名

代表者

事業所名

連絡先

※ 施工業者が法人の場合、住所・氏名には、法人所在地・法人名を記載してください。

(様式第7号)

 第
 号

 年
 月

 日

福井県知事様

市町長名

年度住まい環境整備事支援業補助金交付請求書

年 月 日付け福井県指令長第 号で額の確定の通知があった年 度住まい環境整備支援事業補助金

円を交付されるよう福井県補助金等交付規則第15条 の規定により請求します。 (様式第8号)

第号年月日

福井県知事様

市町長名

年度住まい環境整備支援事業補助金変更交付申請書

年度住まい環境整備支援事業について、補助金の変更申請を行いたいので、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 既交付決定額 円
- 3 添付書類
- (1) 住まい環境整備支援事業補助金変更交付申請 所要額調書(様式第8号の2)
- (2) 住まい環境整備支援事業変更交付申請 実施計画書(様式第8号の3)
- (3) 歳入歳出予算(見込) 書抄本

(様式第8号の2)

年度住まい環境整備支援事業補助金変更交付申請 所要額調書

(単位:円)

				(一下・11)
	総事業費	県補助基準額	県補助基本額	県補助所要額
	A	В	С	(C×1/2) D
変更前				
変更後				
差額				

(注) A欄は、市町の助成額を記入する。

B欄は、助成件数×800,000円の金額を記入する。

C欄は、A・B欄を比較して少ない額を記入する。

(様式第8号の3)

年度住まい環境整備支援事業変更交付申請 実施計画書

	助成予定者数	助 成 予 定 総 額
変更前	人	円
変更後	人	円
差額	人	円
		「補助金所要額調書」(様式第8号の2)のA欄へ